

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第58回）議事録

日 時 令和5年5月31日（水）13:59～15:11

場 所 永田町合同庁舎1階 114号室

出席者 （委員） 藤村委員長、島本委員長代理、岩崎委員、工藤委員、渡邊委員
（事務局） 内閣府地方創生推進事務局 曾我参事官、矢野参事官補佐

1. 開会

（曾我参事官）委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、藤村委員長、よろしく願いいたします。

（藤村委員長）分かりました。

皆さん、こんにちは。

今日は私もオンラインで出席をしたいと思います。

第58回「評価・調査委員会」を始めます。

2. 医療・福祉・労働部会報告

（藤村委員長）議事次第に沿って進めたいと思います。

議題2「医療・福祉・労働部会、地域活性化部会、教育部会報告」です。

令和4年度の評価対象となる規制の特例措置について、まずは医療・福祉・労働部会における検討結果を部会長の私から報告させていただきます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

医療・福祉・労働部会では、令和4年度の評価対象である特例措置番号941臨床試験専用病床整備事業について、3月20日に検討を行いました。

評価意見（案）について、事務局より報告をお願いしたいと思います。

（曾我参事官）承知いたしました。

資料2の2ページ目を御覧いただきたいと思います。評価意見（案）ということで準備してございます。

②特定事業の名称は、先ほども御紹介いただきました臨床試験専用病床整備事業ということで、④特例措置の内容としましては、治験・その他の臨床試験であって、健康な者を被験者として、入院期間がおおむね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和するという内容になっています。

⑤評価としましては、その他（本特例措置を使った臨床試験の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。）となっております。

⑥判断の理由でございます。評価・調査委員会の調査によればということで、1ポツ目でございます。特例措置活用病院を中核とした臨床研究・治験ネットワークを整備し、市内医療機関を活用した他施設共同臨床研究体制を確立させることで、当該市として臨床研究・治験を推進していくことを目的として、本特定事業を実施している。そのため、当該病院において本特例を活用することで所期の目的を果たしている。

関係府省の調査によれば、平成30年に実施した前回の調査時（実績1件12症例）以後、本特例措置を使った臨床試験の実施例がないため、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。

医療・福祉・労働部会の審議においては、活用自治体及び活用医療機関は本特例措置の効果を認め、今後も活用を続けていくこと。現在本特例措置を活用している医療機関において、第I相の臨床試験自体については、シーズを見つけることの難しさなどもあって件数は多くないが、平成30年度以降、毎年1～2件行われていることが確認された。

以上より、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。

概要ですが、こういった形になっております。

以上でございます。

地域活性化部会報告

（藤村委員長） どうもありがとうございます。

次に、地域活性化部会における検討結果を島本部長から報告をお願いしたいと思います。

（島本委員） それでは、資料3を御覧ください。

地域活性化部会では、令和4年度の評価対象である特例措置番号1123研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業、それから1308特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業、もう一つが1310ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業について、3月24日に検討を行いました。

評価意見（案）について、事務局のほうから報告していただきます。よろしく申し上げます。

（曾我参事官） 承知しました。

資料の3、2ページ目を御覧ください。

特例措置の番号1123、特定事業の名称、研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業。

④特例措置の内容といたしましては、研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とするという内容になっています。

評価、その他（①当該発電設備の安全性を判断し運転実績（累計運転時間2年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。）となっています。

⑥評価の判断の理由でございます。記載の真ん中下辺りからですが、関係府省庁の調査によれば、発電設備の運転時間が短かったことから、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。

地域活性化部会においては、発電設備の運転時間が短かったこと、現在活用されている区域計画は、2022年から10年間の計画になっており、その後も継続して特定事業を行うためには、更新が必要であることが確認された。

以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、当該発電設備の安全性を判断し運転実績が確認されるとき、現在活用されている区域計画の更新前年度のいずれか早い段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。

1123については以上です。

引き続きまして、1308、資料3-2の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

②特定事業の名称、特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業についてでございます。

特例措置の内容、人の健康の保持または生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集または運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。

⑤評価、全国展開。

⑥判断の理由、真ん中辺りから御紹介いたします。関係府省庁の調査によれば、実利用者である処理業者、排出事業者及び自治体からの回答は、全国展開に伴う弊害は特にないとのことであった。

以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、全国展開することが適当と判断する。

⑦今後の対応方針、関係府省庁において、令和5年度中に省令の改正等所要の措置を講ずる。

1308につきましては以上でございます。

続きまして、1310でございます。資料3-3のこちらも2ページ目を御覧ください。

②特定事業の名称、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業。

特例措置の内容、ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とするというものです。

⑤評価、その他（他地域の活用に向けた意向と取組状況を引き続き踏まえて評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。）です。

⑥判断の理由、こちらも真ん中辺りから御紹介します。地域活性化部会においては、以下の状況から弊害が発生すると懸念されることから、本特区を現時点で全国展開すべき状

況ではないと考える。

特区以外の地域で、ヤギの放し飼い防止条例が策定されていない。

ノヤギが確認されている地域は、離島などの一部地域にもかかわらず、狩猟免許は全国共通である。

ノヤギ特区の先行地である奄美大島においても、と畜場法と化製場法の制度的な問題が解決していない。

再評価の条件としては以下が考えられる。

ノヤギの生息地域でヤギの放し飼い条例が策定されること。

狩猟による捕獲をしたいという地域のニーズがあること。

と畜場法及び化製場法の問題が解決すること。

と畜場法及び化製場法の問題は、別途、狩猟鳥獣の指定の話とは切り離して検討すべきであること。

生息地が限られている狩猟鳥獣の例は既にあり、試験などの負担は、その場合と同様であることなどの意見があった。

以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価は、上記報告などを踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行うことが適当と判断する。

地域活性化部会については以上でございます。

教育部会報告

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

次に、教育部会における検討結果を岩崎部会長から報告をお願いいたします。

(岩崎委員) 資料4を御覧ください。

教育部会では、令和5年度の評価対象である特例措置番号816学校設置会社による学校設置事業について、5月12日に検討を行いました。

評価委員(案)については、事務局より報告していただければと思います。よろしくお願ひします。

(曾我参事官) 承知いたしました。

資料4の2ページ目を御覧いただきたいと思います。評価意見(案)でございます。

②特定事業の名称、学校設置会社による学校設置事業。

④特例措置の内容としまして、株式会社が学校を設置することを可能とするというものでございます。

評価意見についてはかなりボリュームがありますので、概要をかいつまんで御紹介させていただきます。

4ページ目を御覧いただきたいと思います。4ページ目の上方、「教育部会においては」

という部分から御紹介をさせていただきたいと思います。教育部会においては幾つかの意見が出ておまして、そちらを御紹介させていただきます。

弊害が、主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か考慮する必要がある。

調査・評価委員会の調査によると、特区制度の効果（特区制度を活用して、例えば、教育の国際性、多様性、先進性を補う。）が出ているとのことであり、この点は評価する必要がある。

特区制度の効果がないとはいわないが、株式会社立の学校が特に特徴がある、または、進んでいるという認識はなく、学校法人立でも、特徴がある、または、進んでいる教育が行われている学校はたくさんある。

通信制高校に関しては、データを見る限り、特区制度ができた平成15年度以降、数が倍増しているが、株式会社より、学校法人による設立の割合が多くなっており、学校法人による設立について参入障壁があるようには思えない。

株式会社立の学校は、1割を超える学校が廃校になっており、一般的に見て明らかに高く、継続性・安定性に大きな懸念がある。

株式会社立の学校の場合、認可が要らない分、いろいろなチャレンジができる一方で助成金もないということだと思う。

世界的に、いわゆるプロフィットの大学等教育機関の持っている安定性・継続性の問題を考えると、今後どのくらいニーズが伸びるのかどうかという問題は重要である。

大学に関しては、新設校はない状況が続いている。通信制高校に関しては、定員充足率が非常に低い学校が株式会社立について多い。当該自治体が、地域活性化に特例事業を活用したいというローカルなニーズはあるのかもしれないが、少子化の中で共倒れの可能性が高まるのではないかと懸念している。

高校に関しては、少子化ではあるが、日本では高校進学率が非常に高いため、従来の高校にはないニーズを拾っていく主体として株式会社立の学校は重要かと思っている。

通信制高校は、学校法人立及び株式会社立について、個々の学校ごとに在席率の差が大きいの。また、通信制教育は、教育の質を落とすことでコストカットしやすい仕組みになっている。

過去に株式会社立の学校で、ずさんな経営が行われたことは問題であり、全国展開は時期尚早であると思うし、しっかり改善していく必要がある。

全国展開が適切な状況ではないとの見解を理解する部分がある。その上で、公的助成・税制優遇がない中で、株式会社立学校は、安定性・継続性がないから、不適切だという結論は納得できる状況にはなく、学校法人立と前提状況を一定にして比較する必要がある。設置者が、株式会社であろうと、学校法人であろうと、学校としての法的位置づけに差がなく、子供たちの学び、ニーズに応じた教育を保障していくことが大事。設置者が学校誘致の意向を強く有する市町村であることは、安易な認可と指導監督の不足を招く。

特区制度について、認定市町村の役割が重要だが、何かあったときに、改善するというシステムが働いているか非常に心配である。学校法人については、都道府県に担当部署がある。

小学校については、報告書で明確に特出しした課題があるということは示していないものの、実際、特色がある教育が行われているのは事実であると認識している。他方で、臨時免許状で勤務をしている者が明らかに多い状況。教員の給与についても、一般水準より大変低い。小学校については、義務教育であるため、これを全国化していくことは、非常に社会的影響が大きい。

大学については、実務家教員による効果的な教育、産業界のニーズを踏まえた教育が行われていることは、調査において現れていると認識している。一方で、教育研究への注力の度合い、最近新設の学校がないなどの点を踏まえると、全国展開に至るような状況ではない。

本特例制度について、意味がない、廃止すべきとまでは思っていないが、今回の調査において、課題は引き続き存在していると指摘した。個別具体的な学びとか不登校対策でいろいろなタイプの居場所が必要であるという点は、文部科学省も進めているところであり、それは普通の学校、不登校特例校、教育委員会が整備する適応指導教室、あるいはNPOと協力しながら子供たちに居場所を提供する場合など、いろいろなタイプの居場所をつくっている。

学校と名乗る以上、継続性・安定性に関する学校というものに対する信頼に応えるべき。継続して一定の質以上の活動を行うことが大切であり、パイロットだから多少不備があってもという考えは持っていない。このチェック機能を認定市町村が果たしているのかということは疑問。特に義務教育については、憲法上の教育を受ける権利を保障するために義務教育制度を整備しているので、学校と名のつくところに行ったのに思わぬことが起きたということはあってはならず、かなり慎重に考えるべきだと思っている。全国化というのはそう簡単に議論できることではないと思っているなどの意見があった。

以上より、教育部会においては、本特例措置について、指摘されている課題を受け止め、整理し、対応措置を検討しつつ、令和5年度に評価を行うことが適当と判断する。

⑦今後の対応指針、特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育ニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性などに対する信頼に応える必要性などがある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価などを踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについて検討しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現などのために必要な是正措置などの検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。特例措置の評価は、上記報告などを踏まえて、令和5年度に行う。

教育部会に関しては、以上が御報告でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

今、3つの部会の報告(案)の御紹介がありましたが、御意見等がありましたら御発言
いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それぞれの部会で鋭意検討いただいた結果、こういう報告(案)が出来上がってきてい
ると承知をしております。

それでは、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会、教育部会報告の評価意見(案)を
委員会評価意見として了承することとしたいと思えますが、御異議ございませんでし
ょうか。

(「異議なし」と声あり)

3. 令和4年度評価意見案について

(藤村委員長) ありがとうございます。

御異議がないようですので、委員会評価意見として了承することといたします。

続きまして、議事3「令和4年度評価意見案について」です。

さきの議題であった医療・福祉・労働部会、地域活性化部会、教育部会の評価意見も踏
まえ、全体としての評価意見書を取りまとめることとしたいと思えます。

事務局から、資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

(藤村委員長) それでは、評価・調査委員会としての評価意見書案について、事務局より
説明をお願いいたします。

(曾我参事官) 承知いたしました。

お手元にお配りまたは画面上に表示されております評価意見案を御覧いただきたいと思
います。表紙は令和4年度ということで、本日付の日付を書かせていただいております。

1枚おめくりいただきますと、「1. はじめに」でございまして、2としまして「令和
4年度の評価について」ということで、(1)は「評価の進め方」、(2)は「評価意見
等の概要」となっております。評価意見等の概要は、先ほど部会の意見案を御報告させ
ていただきました。そちらと内容が重なるものでございます。

3ページ目を御覧いただきますと「おわりに」ということで、締めくくりの言葉をつけ
させていただきます。

4ページ目といたしまして、別紙ということで、本年度評価をしていただいた5本の特
例措置について、評価意見等が載っております。

一番右の列を御覧いただきますと、その他、その他、その他、全国展開、その他とい
うことで、今回の評価としていただいたところでございます。

5ページ目以降を御覧いただきますと、各部会の方に御紹介させていただいた評価意

見を載せてございます。そのまま案がないものを載せてございます。

こういった形になっております。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

令和4年度評価意見書案の説明をいただきましたが、この案について何か御質問、御意見があれば御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、今、御説明いただきました案をもって評価・調査委員会の意見とし、構造改革特別区域推進本部長に提出をすることといたします。それで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

4. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

次に議事4「新たに適用された特例措置の評価時期の設定について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

(矢野参事官補佐) かしこまりました。

それでは、事務局から御説明させていただきます。

まず、この新たに適用された特例措置の評価時期を本委員会の議題とする件についてですが、構造改革特区基本方針に規定されておりまして、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、評価・調査委員会において、必要に応じて関係省庁からも意見を聴取した上で、当該規制の特例措置の評価事業を検討し、本部長に提出するということになっておる関係から、今回議題に挙げさせていただきました。

それでは、資料5を御覧いただければと思います。

今回、評価時期を設定する特例でございますけれども、職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業(特例措置番号836)でございます。

この特例措置は、昨年の構造特区法改正により措置された特例でございます。

1枚目の紙は概要となりますが、1番上の<これまで>のところ、職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、これまで大学への編入学が認められていなかったのですが、この特例措置を活用することによりまして、黄色の丸囲いのとおり、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認める者に関しては、当該大学へ編入学することができるというものが、この特例措置の概要でございます。

現時点での認定計画数は3件となっております。本年1月に長野県、熊本県で初めて認定されました。続いて、本年3月に山形県が認定されまして、現時点では3件認定されているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目、調査スケジュール（案）という資料を御覧いただければと思います。こちらの資料でございますけれども、本特例措置の関係府省庁でございます文部科学省が作成したものでございます。

「4. 調査スケジュール」の①調査スケジュールを御覧ください。調査スケジュールですけれども、調査票作成・送付が令和9年8月～9月、調査実施が令和9年9月～10月、調査票回収が昨年10月、取りまとめが令和9年12月というところで、文部科学省としては令和9年度にこの調査を行うという案を出してきております。

その理由でございます。②を御覧いただければと思いますけれども、本特定事業については、令和5年1月に特区計画が初めて認定され、先ほど申し上げたように長野県、熊本県が認定されております。この認定を受けた特区においては、令和6年4月から職業能力開発短期大学の修了者、以下「能開短大修了者」と言いますが、それらの大学編入学が行われることとなる予定である。

本特定事業の効果として、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成も念頭に置かれているということから、本特定事業の効果の発現や弊害の発生の状況を踏まえた適切な評価を実施するためには、当該編入学そのものにかかる実績はもとより、編入学した能開短大修了者の卒業や就職等についても、十分な事例の蓄積と、それらの事例を検証することができる令和9年度に、評価のための調査を実施することとしたい。

理由の詳細は以下のとおりであるというところで、1つ目の○でございます。令和6年4月に大学3年次に入学した能開短大修了者は、早ければ令和8年3月に卒業見込みとなる。卒業後に直ちに就職した場合も、令和8年中は一定の試用期間が設けられ得ることを踏まえれば、令和9年度に調査することで、これらの者の就職後の状況をよりの確に確認することが可能となり、本特定事業の効果の1つである「地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成」に係る効果検証を適切に行うことができる。

2つ目の○です。熊本県については、熊本大学工学部が能開短大修了者を2年次編入学の対象とする旨を明らかにしており、最初の卒業者は早くとも令和9年3月に輩出されることとなる。したがって、令和9年度には、令和5年1月に認定した2件いずれの特区においても、能開短大修了者の大学卒業や就職等の実績が蓄積されている可能性が高い。このため、本特定事業を活用した者の数が非常に少ないことで、調査対象となった個人を容易に特定し得るといった事態に係る懸念も一定程度は軽減されると考えられるというところでございます。

以上が、文部科学省が作成した資料の御説明となります。

（曾我参事官）引き続きまして、おめくりいただきまして3ページ目に横置き資料をつけております。「職業能力開発短期大学の修了者の大学編入事業の評価時期について」という資料でございます。

事務局のほうでは、文部科学省さんが令和9年度に評価するという案を提案されたのに対して、基本方針などに鑑みまして、令和8年度に評価するほうがよいと考えており

まして、紙に沿ってお話しさせていく前に補足で御報告をさせていただきたいと思います。

これまで職業能力開発短期大学校から大学への編入が認められていない理由は、1つ目としまして、職業能力開発短期大学校での教育が大学と同等の教育であるのかどうか測ることが必要。2つ目としまして、職業能力開発短期大学校の単位が大学の単位として実際に認定された実績があることが必要などです。

そこで、本特例措置につきまして評価する際には、弊害の有無については一定程度の単位認定の上で編入学試験に合格し入学した者が、その後、落ちこぼれずにうまくやり、卒業できるかどうかなどにより判断することが考えられます。

また、基本方針においては、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とするとなっております。

お手数ですが、参考資料3に基本方針をつけておりますので、1ページ目を御覧いただきたいと思います。

「③評価実施」という部分がございますけれども、「さらに」で始まる一文の後に、「したがって」というところがございます。そこから御紹介しますと、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする、参考資料3の③の部分には記載がございます。一番最初の段落の第2文からでございますけれども、そういった部分がございます。

次に、3ページ目を開いていただきたいと思います。下のほうなのですが、②「評価基準」の「ア)全国展開」というところで、その前の一文から、規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。「ア)全国展開」となっておりまして、その下ですが、「以下のいずれかの場合。ただし」ということでただし書がありまして、以下のいずれかの場合ということで、a、弊害が生じていないと認められる場合とあります。弊害が生じていないと認められる場合は全国展開をしますよというのが評価基準になっています。

4ページを御覧いただきますと、c、弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合、こういった場合も全国展開となるとなっています。

基本方針においては、a、弊害が生じていないと認められる場合、c、弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合も全国展開といった形になっております。

前置きが長くなったのですが、再び資料5の3ページ目を御覧いただきますと、本特例措置の運用状況としまして、一番左の長野県という列を御覧いただきますと、令和6年4月に編入がなされるということで、大学3年生に令和6年4月に編入者が生じる見込みでございます。この者は令和8年4月には大学を卒業の上、社会人1年生になる見込みです。

卒業できたかどうかなどは令和8年度に分かりますし、効果、社会人としての活躍を考慮する場合も、令和8年度に評価ということであれば、半年程度の社会人としての活躍具合について考慮可能です。評価時期が遅いほど情報量の蓄積があるとは思いますが、それではいつまでも評価や全国展開ができないということになりかねないので、事務局といたしましては、最短のスケジュールでは令和8年度に評価を行うことができると考えています。

全国展開の可能性が多少なりともあれば評価をして、特段の問題が生じていないと判断されたものについては速やかに全国展開を推進していくことが原則だと考えております。もちろん将来の話ですので、不確定要素もあり、当該年度の状況なども踏まえて、実際に評価を行うかは判断することになると考えています。

例えば、実際には令和6年4月に編入学した学生が一人もいないなどの事態が生じた場合に、令和8年度になっても評価を行わないということはあると思います。

長くなりましたが、私どもの説明は以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

今回の特例措置836というのは、職業能力開発短期大学から大学への編入を認めるというのが3県で出てきていて、その編入を認めることの是非というか、それがよかったかどうかというのをできるだけ早い段階でまずはチェックしようというのが事務局案です。これが令和8年度の恐らく半ば過ぎになると思うのですが、チェックをしよう。

文部科学省から出てきております案は、令和9年になってから、2つの県で実際に卒業生が出た後でやりましょうという案になっています。

事務局としては、できるだけ早くチェックをして、評価をして、全国展開できるならばしよう。もし評価できるだけの条件が整わなければ、例えば編入して入った方がゼロ、そういう場合には、令和8年度の評価を見送って、令和9年度にやるというようなことをお考えのようです。

この点について、皆さんから御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。質問とかでもよろしいです。

島本さん、どうぞ。

(島本委員) そもそも、評価時期を決めるのは我々評価・調査委員会なのか、関係省庁なのか、どういうふうに決めるものなのでしょう。

(曾我参事官) 基本方針上は、評価・調査委員会のほうで評価時期を決めていただいて、有識者の意見として、本部長である内閣総理大臣に有識者の意見を言っただき、最終的に内閣総理大臣が決めるという仕組みになっております。

(藤村委員長) 文部科学省からは、令和9年度というように一応提案は出てきているけれども、それを私どもがどう考えるかというところですね。

(島本委員) よろしいですか。

私も、もちろん専門家ではないのですけれども、全国展開の可否だけを判断するわけではなくて、評価を通じて問題点もチェックできるので、早めにチェックしてもいいのかなと思うのが1つと、恐らく熊本県が特にそうだと思いますが、半導体の分野は今、世界的にも、特に日本では経済安全保障とも係っていると思いますので、人材育成についてはある程度スピーディーに進めたいという意向が多分あると思います。そういう意味では、結構早めにするのがいいのかなという印象があります。

長野県は、事務局の方がおっしゃったとおり、今年は令和5年ですから、再来年度、令和8年3月に卒業して、4月に会社人になってという時期なので、もうそこである程度サンプルは見られるので、その辺りから評価を始めても問題ないような気がします。

私の意見です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

岩崎先生、どうぞ。

(岩崎委員) 私も島本委員と同じ意見で、一定のデータが出た段階で、弊害をチェックする。チェックした後で、弊害が生じていても、予防等の措置が取れるということがあるのであれば、早めにそういった対応をするのが良いとの意見です。早めにやることに異議はありません。

1点だけ確認させていただきたいのですが、文部科学省のスケジュール(案)の中の②の理由の下から2行目のところに、調査対象の数が少ないことで個人を容易に特定し得るという事態の懸念との記述はどう理解すべきことなんでしょうか。いずれにしても匿名性は担保されると思うのですが、懸念とされる背景を教えてください。

(曾我参事官) その点、私どもも文科省さんに質問をしまして、御回答の概要としましては、具体的に数が将来的にどうなるか分からないので、人数が少なければ少ないほど、どういった就職先に就くかとかという結果の情報を示すと、それが誰だということが分かってしまうのではないかというような御懸念だという回答だと受け止めておりまして、個人の特定につながるような情報は例えば非公開にするとか、調査なり結果の公表なりという評価の仕方も工夫できるのではないですかということで、私どもも回答をした次第なのですが、直接的に、私どもの理解不足かもしれないですけれども、人数が少なければ少ないほど個人の特定につながりやすいのだというような形でお考えだという御回答をいただきました。

(岩崎委員) 分かりました。

1年調査年を遅れさせたからといって、対象者はいずれにしても少数なので、要は匿名性を担保すること、守秘義務、あるいは名前を出さないという形での調査の工夫や配慮をすることで懸念は払拭されると思いましたので、この箇所が気になったということです。

以上です。

(曾我参事官) おっしゃっていただいたことと同じようなことを私どもも事前に文科省さ

んとやり取りさせていただきまして、まさに先生がおっしゃっているような、やり方を工夫すればよいのではないかと事務局も考えております。

(岩崎委員) 以上を踏まえて、私も早いほうがいいとの意見であります。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。この特例措置836につきましては、事務局提案のスケジュールどおり令和8年度に評価を行うという案を委員会の意見として了承することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(工藤委員)

今までの御議論をお聞きしておりまして、令和8年度に実施するということについては、異論のないところなのですが、少しでも早いほうがいいというのは少し曖昧な表現になりますので、委員会としては、社会人になることを待つというのがそれほど重要でないということと、今回なぜ評価するのかということについては、大学に編入して、きちんとやっていけるのかどうかという学力面であるとか、それに弊害がないかということを見るわけですので、別に社会人になるのを待つまでもなく、大学3年に編入されて、1年過ぎた。それで例えば単位が取れているのかどうかとか、そういったことを見るのに当たっては、早ければいいというような曖昧な理由よりは、大学生活での編入された方のパフォーマンスが最短で見られる年度というようにもう少し明確にしたほうが、文科省さんにおかれても御検討されやすいのかなとちょっと思ったので発言させていただきました。

それと、先ほどのプライバシーの問題なのですが、実はもともと非常に人数が少なく、先ほど2名が6名になってもあまり変わらないという御発言もあったかと思うのですが、確かに例えばもうちょっと年度を後にしたからといって、この母数が非常に増える、例えば単位が1桁が3桁になるとかということはあまり見込めない事業ですので、そのところでは、御本人のプロフィールがはっきりしないとはいえ、ある程度特定されてしまうというのは仕方がないと思っています。

つまり、それぞれの県で編入された人がこのぐらいということが分かっているならば、すぐく暇な人が調べようと思えば調べられるのだと思うのですが、同時にこのような事業の場合には、全体として平均を見るよりも、一人一人の学生のパフォーマンスが実は非常に重要になる案件だと思っておりまして、教育とか訓練というのはそういう性質がございますので、もしかすると特定の個人が非常にパフォーマンスが高かった、あるいは別の個人のパフォーマンスが低かったという事実を含めた上で評価しないといけないので、あくまでも個人情報の評価の場に出さないということ以外については、個人が特定できる可能性云々というのは、そもそもあまり問題にはならないのではないかと考えます。

そういう意味では、文科省さんがおっしゃっているプライバシー問題というのは、この評価の趣旨からいうと外れた議論ではないかと思っておりますので、その辺りも御検討いただいた上、お伝えいただければと思います。

私からは以上になります。長くなって失礼しました。

(藤村委員長) 分かりました。どうもありがとうございます。

確かに令和6年4月に入学して、8年3月に卒業する。2年経過した時点で、つまり大学を卒業できたかどうか、あるいは大学での勉学において、ほかの学生と比べて劣っていた、あるいは十分についていけていたとか、そういうことは令和8年度になれば評価は可能であろうということで事務局案ができていますかと思えます。

今、工藤委員がおっしゃったような点もちろん大事で、たまたま非常に優秀な人が編入してきた。あるいは逆もあり得ます。そういうときに、その1人、2人をもってこの特例がオーケーとか駄目とかというのなかなか言いにくい。その辺りも含めて慎重に評価をしていく必要があると私も思っております。

ですから、取りあえずは令和8年度に評価をするということで進めていく。でも、もし不具合が発生するようであれば、また評価時期については改めて検討するというように思います。

事務局案で、私どもの意見としてこれを委員会の意見とすることにしたいと思えますが、よろしいですね。

どうもありがとうございました。

今日の議題は以上なのですが、事務局から何かございますでしょうか。

5. その他

(曾我参事官) あと2点ほど御報告させていただきたいと思えます。簡潔にさせていただきます。

資料6を御覧いただきたいと思えます。令和5年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧ということで、令和5年度に評価・調査委員会の先生方に評価をしていただく特例措置の一覧がございます。

一番右に審議部会という記載があるのですが、こちらを御覧いただきますと医療・福祉・労働部会の記載がないことが分かります。年々評価の対象になっている特例措置も減少傾向にありまして、令和5年には1つの部会において案件がないというようなこともありますので、詳細はもう少し事務的に整理をして、後日、御相談をさせていただきたいと思えますけれども、部会ということで、調査をして、評価をして、結論を出すという仕組みを改めて、委員会5人の先生方に直接調査、評価、結論を出すという過程をしていただくことでいかがかと考えているところでございます。詳細はまた整理をして、後日、御相談させていただきます。そのあらかじめの御報告でございます。それが資料6でございます。

次の資料7を御覧いただきますと、令和5年度のスケジュールの記載がございまして、5月に本委員会ということで、今日でございます。その後、7月に改選があつて、9月ぐらいに調査票の審議があつて、来年の2月ぐらいに本委員会で意見取りまとめということで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

令和5年度については部会を設けずに、委員全員で検討していくのがいいのではないかなというのが今のところ事務局が考えている方向のようです。

6. 閉会

(藤村委員長) 以上で今日予定しておりました議事は全て終了となります。どうもありがとうございました。